

安全に渡ってもらおう!



横断歩道



Stop Slow Smart
交通安全スリーS運動



横断歩道は、歩行者優先! 運転者には横断歩道手前での**減速義務**や**停止義務**があります。

夏の交通安全県民運動 7/11(火)~7/20(木)

毎月10日、20日、30日は、**交通事故死ゼロの日**



運動重点

- こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保と保護意識の醸成
- 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶
- 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



ハンド・アップ運動を推進中!



「ハンド・アップ運動」とは

「歩行者が横断時に、ドライバーと意思疎通を図る横断方法」として愛知県が提唱しているものです。

歩行者は…

左右を確認、ハンド・アップをして横断する意思を伝えよう!

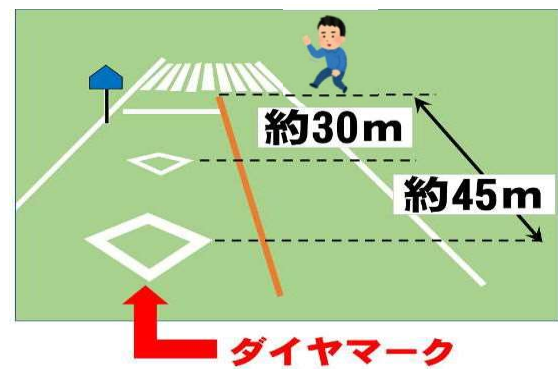
横断中も車がきていないか確認しよう!

停止したドライバーに感謝の気持ちを伝えよう!

ドライバーは…

道路上のダイアマークを見つけたら、スピードを落として走行しよう!

歩行者・自転車を見掛けたら、必ず横断歩道の手前で止まろう!



自転車に乗るときはヘルメットを着用しよう!

愛知県内のH30~R4年までの5年間の自転車事故死者の分析では、約7割の方が、主に頭部を負傷して亡くなっています。

頭部を守ることが重要です!



電動キックボード

7月1日から、**特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)**に関する新たな交通ルールが適用されます。



車両区分	原動機付自転車			
	一般原動機付自転車	特定小型原動機付自転車	特例特定小型原動機付自転車	
定格出力等	50cc以下又は0.6kw以下	0.6kw以下		
車体の大きさ	長さ	2.5m以下	1.9m以下	
	幅	1.3m以下	0.6m以下	
	高さ	2.0m以下	-	
最高速度	30km/h	20km/h	6km/h	
運転免許	必要	不要(16歳未満は運転禁止)		
乗車用ヘルメット	必要	必要(努力義務)		
ナンバー登録	必要	必要		
自賠責保険	必要	必要		
通行区分	車道	○	○	
	歩道	×	×	△※
	自転車道	×	○	
	専用通行帯	×	○	

※「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている場所等に限りです。

特例特定小型原動機付自転車

特定小型原動機付自転車のうち、次の①~⑤のいずれにも該当するもので、他の車両を牽引していないもの(遠隔操作により通行させることができるものを除く。)

- ① 歩道等を通る間、最高速度表示灯を点滅させること
- ② 最高速度表示灯を点滅させている間は、車体の構造上、6km/hを超える速度を出すことができないものであること
- ③ 側車を付けていないこと
- ④ ブレーキが走行中容易に操作できる位置にあること
- ⑤ 鋭い突出部のないこと

問合せ：愛知県防災安全局県民安全課
電話：052-954-6177 (ダイヤルイン)